

機 構 及 び 事 務 分 掌

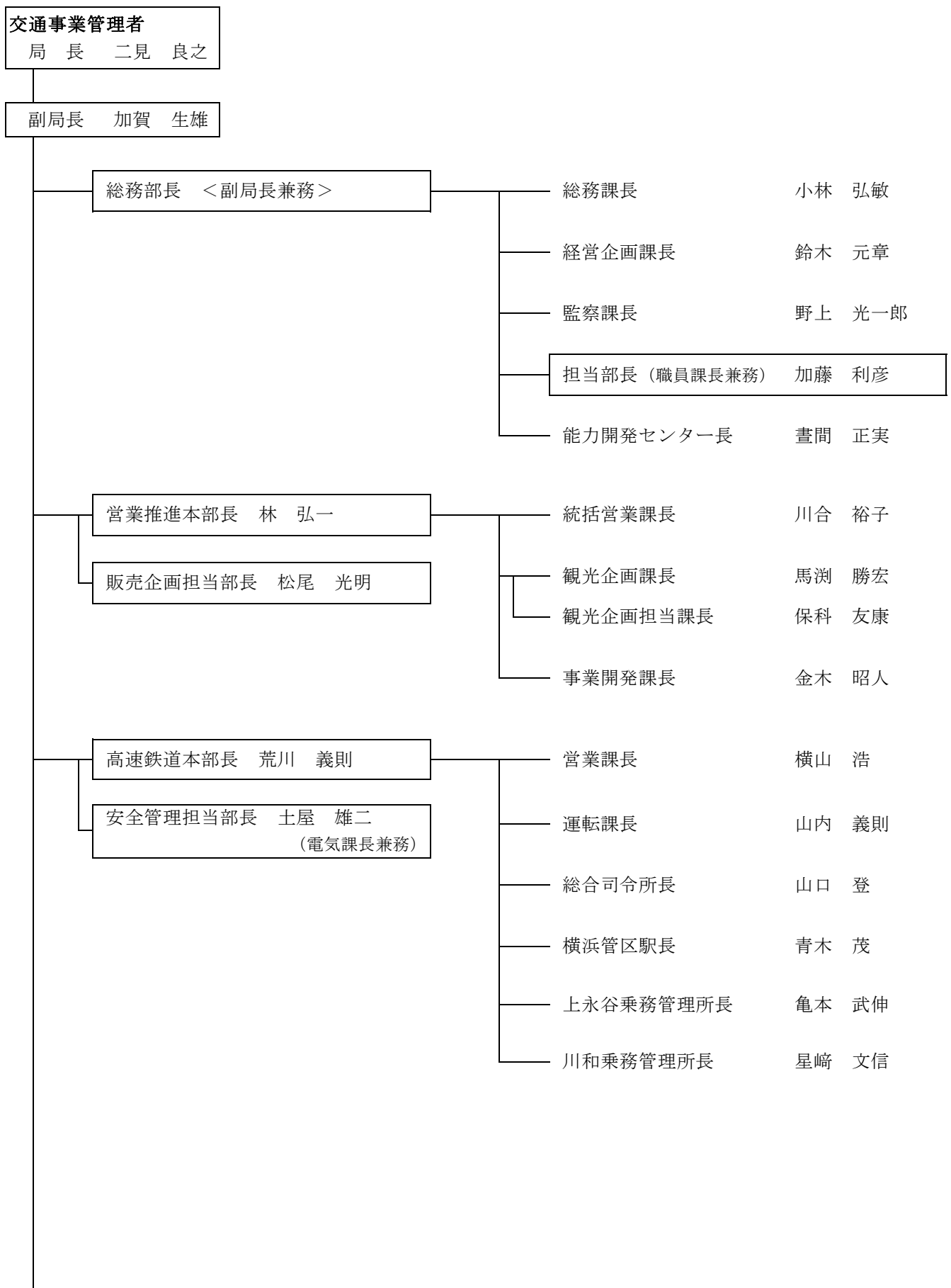
平 成 2 3 年 5 月

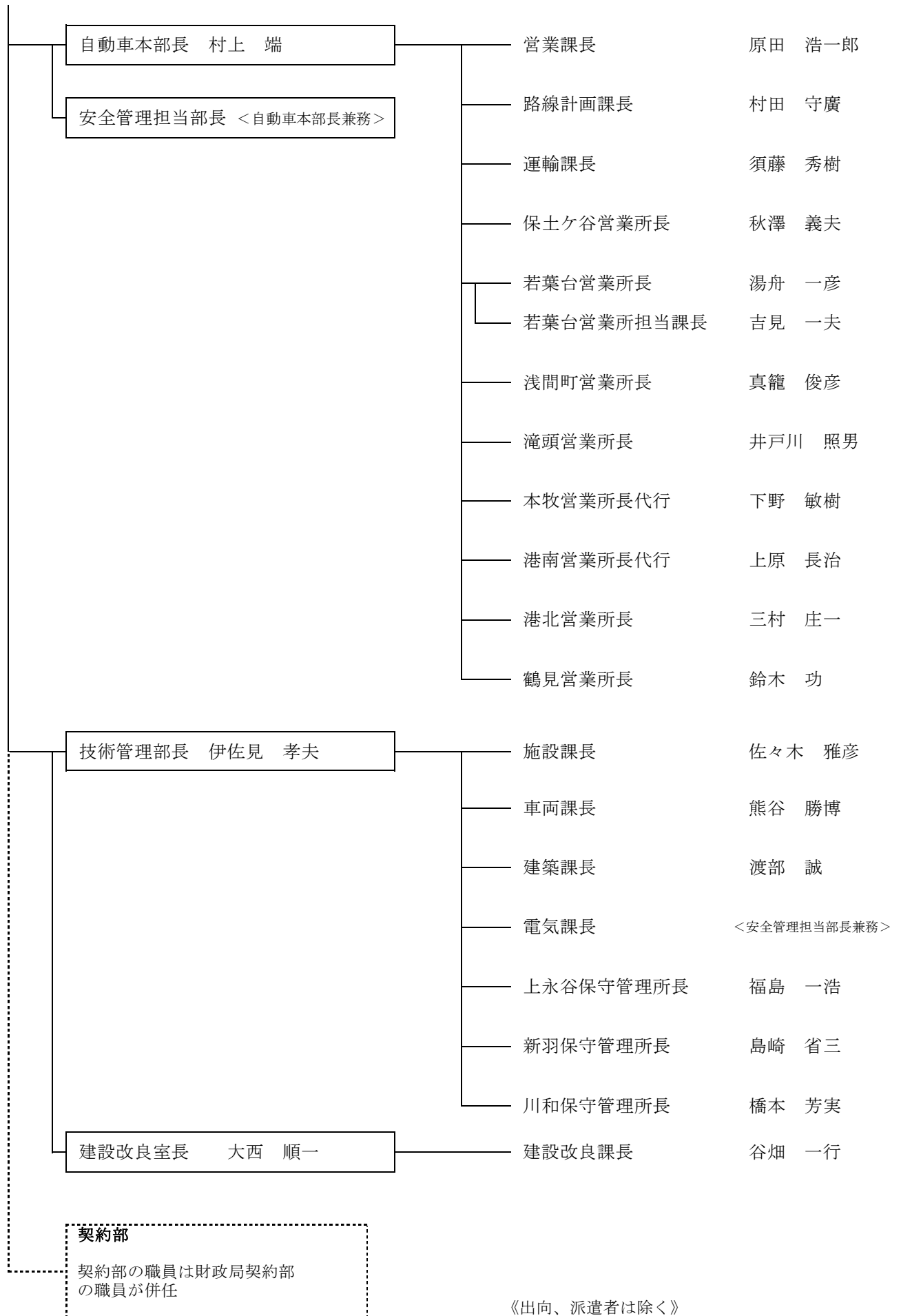
交 通 局

目 次

組 織 図	—————	1 ~ 2
事 務 分 掌	—————	3 ~ 13

交通局組織図（平成23年 5月19日現在）





交通局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 行政文書管理に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 議会議案その他の重要文書の調整及び審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等の総括に関する事。
- (6) 情報公開に係る連絡調整に関する事。
- (7) 危機管理に関する事。
- (8) 庁中取締りに関する事。
- (9) 無料乗車券に関する事。
- (10) 無体財産権の総合調整に関する事。
- (11) 広報の企画、総合調整及び実施に関する事。
- (12) 報道機関等との連絡調整に関する事。
- (13) お客様満足向上の総括に関する事。
- (14) 事務改善に関する事。
- (15) 電子計算機事務の調整及び推進に関する事。
- (16) 電子計算機事務に係るシステムの開発及び管理に関する事。
- (17) 職務発明に関する事。
- (18) 他の部、課の主管に属しない事。

経営企画課

- (1) 交通事業の経営の基本計画に関する事。
- (2) 経営改善の基本的施策に関する事。
- (3) 交通事業の経営に係る資料の収集、調査及び分析に関する事。
- (4) 運賃及び料金の上限の設定、変更に関する事（国土交通省地方運輸局長の権限に属することを除く。）。
- (5) 横浜交通開発株式会社に関する事。
- (6) 交通事業の財政計画に関する事。
- (7) 予算及び決算に関する事。
- (8) 企業債に関する事。
- (9) 補助金の総合調整に関する事。
- (10) その他経理に関する事。
- (11) 資金の調達及び運用に関する事。
- (12) 局内における会計監査に関する事。
- (13) 現金、預金及び有価証券の出納保管に関する事。

- (14) 収入及び支出の審査に関する事。
- (15) 出納取扱機関及び収納取扱機関に関する事。
- (16) 工事及び製造の請負契約に関する事（契約第一課及び契約第二課の分掌するものを除く。以下第 20 号まで同じ。）。
- (17) 物品の購入、修繕、製造、借入れ及び売払い並びに印刷物の製作に係る契約に関する事。
- (18) 委託契約及び労力の調達の契約に関する事。
- (19) 一般競争入札参加資格審査委員会及び指名業者選定委員会に関する事。
- (20) 不用物品の売却処分に関する事。
- (21) 物品の出納及び保管に関する事。
- (22) 資産のたな卸に関する事。
- (23) その他契約及び物品管理に関する事。

監 察 課

- (1) 事務事業の監察に関する事。
- (2) 職員の仕事、規律に関する事。
- (3) 安全管理マネジメントの総括に関する事。
- (4) 法令遵守に係る総合調整に関する事。

職 員 課

- (1) 職員の仕事、宣誓、分限、賞罰その他身分に関する事。
- (2) 職員の仕事、仕事、募集及び配置に関する事。
- (3) 職制に関する事。
- (4) 職員定数の認定及び管理並びに人事統計資料の作成に関する事。
- (5) 退職手当、退職年金等に関する事。
- (6) 横浜市職員共済組合及び全国健康保険協会との事務連絡に関する事。
- (7) 職員の仕事その他労働条件に関する事。
- (8) 団体交渉、労働協約及び職員の仕事処理に関する事。
- (9) 労働組合に関する事。
- (10) 労働に関する調査研究に関する事。
- (11) 職員の仕事の支払い及び諸控除に関する事。
- (12) 職員の仕事、衛生及び健康管理に関する事。
- (13) 職員の仕事厚生に関する事。
- (14) 職員の仕事に関する事。
- (15) 職員の仕事及び公務災害補償に関する事。
- (16) 職員仕事及び職員寮の運営管理に関する事。
- (17) 横浜市交通局厚生会に関する事。
- (18) 社会保険に関する事。
- (19) 適性検査に関する事（他の課等の主管に属することを除く。）。

能力開発センター

- (1) 職員の研修及び能力開発に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 職員の研修及び能力開発の計画の総合調整に関すること。
- (3) 職員の研修及び能力開発の企画及び実施に関すること。
- (4) 動力車操縦者の養成に関すること。
- (5) 運輸現業員の実地指導に関すること。
- (6) 動力車操縦者の養成に係る適性検査に関すること。
- (7) その他職員の研修及び能力開発に関すること。

営業推進本部

統括営業課

- (1) 増収対策、乗客誘致に関すること。
- (2) 乗車券の企画、宣伝及び販売促進に関すること。
- (3) 附帯事業に関すること。
- (4) 高速鉄道及び自動車の広告に関すること。
- (5) クレジットカード事業に関すること。
- (6) その他営業活動の企画及び実施の総括に関すること。
- (7) 部内の他の課の主管に属しないこと。

観光企画課

- (1) 観光バス事業の企画・販売促進に関すること。
- (2) 高速鉄道の沿線協働に関すること。

事業開発課

- (1) 資産の有効活用に関すること。
- (2) 高速鉄道の駅構内における営業に関すること。
- (3) 土地、建物等の取得、借入れ及びこれらに伴う補償に関すること。
- (4) 土地の調査、測量及び図面の作成等に関すること。
- (5) 土地及び建物の登記に関すること。
- (6) 土地及び建物の管理並びに処分に関すること。
- (7) 財産台帳に関すること。
- (8) 財産の損害保険に関すること。
- (9) その他公有財産に関すること。

高速鉄道本部

営業課

- (1) 高速鉄道の事業計画に関すること。
- (2) 高速鉄道の運賃及び料金に関すること(経営企画課の分掌するものを除く。)

- (3) 高速鉄道の事業計画に係る主務官庁の許認可等に関すること。
- (4) 高速鉄道の乗車券の発売、制作及び乗車料金の精算の総括に関すること。
- (5) 定期乗車券発売所に関すること(自動車本部営業課の分掌するものを除く。)
- (6) 高速鉄道の交通調査、運輸統計その他資料の収集、作成、調査及び分析に関すること。
- (7) 高速鉄道の駅務機器に係る計画、保守、管理及び改修に関すること。
- (8) 高速鉄道の駅務機器の工事の施工管理、工程管理、監督及び検査に関すること。
- (9) 高速鉄道の電子計算機の利用に関する教育及び指導に関すること。
- (10) 高速鉄道の電子計算機の維持管理及び運営に関すること。
- (11) 高速鉄道の乗客サービスの向上に係る調査及び企画等に関すること。
- (12) 高速鉄道の駅施設に係る計画及び管理に関すること。
- (13) 管区駅の現業員の服務規律及び指導並びに教育訓練に関すること。
- (14) 駅務管理所に関すること。
- (15) 部内の他の課の主管に属しないこと。

運 転 課

- (1) 高速鉄道の運転計画及び運行管理の総括に関すること。
- (2) 高速鉄道の運転計画に係る主務官庁の許認可等に関すること。
- (3) 高速鉄道の事故防止の総合対策及び無事故表彰に関すること。
- (4) 高速鉄道の事故の調査、処理、統計及び主務官庁に対する報告に関すること。
- (5) 乗務管理所、総合司令所の現業員の服務規律及び指導並びに教育訓練の総括に関すること。
- (6) 高速鉄道の安全運行及び乗客サービスの向上に係る調査並びに企画等の総括に関すること。
- (7) 高速鉄道の事故に係る損害賠償及び訴訟の総括に関すること。
- (8) 乗務管理所及び総合司令所に関すること。

総 合 司 令 所

- (1) 高速鉄道の運転計画の実施に係る指令に関すること。
- (2) 高速鉄道の運行管理業務に関すること。
- (3) 高速鉄道の電力運用に係る指令に関すること。
- (4) 高速鉄道の電力運用業務に関すること。
- (5) 高速鉄道の使用電力量の記録に関すること。
- (6) 高速鉄道諸設備の監視及び故障時の連絡通報に関すること。
- (7) ずい道内の入出場管理に関すること。
- (8) 異常事態発生時における緊急対応の指令に関すること。
- (9) 司令施設の防火、警備その他安全管理に関すること。
- (10) 所属員の指導及び教育訓練に関すること。
- (11) 所属員の勤怠調査、監察及び服務規律に関すること。
- (12) その他司令業務に関すること。

横浜管区駅

- (1) 所属員の指導及び教育訓練に関する事。
- (2) 高速鉄道に係る乗客サービス向上の実施に関する事。
- (3) 所属員の勤怠調査、監察及び服務規律に関する事。
- (4) 所属員の福利厚生に関する事。

乗務管理所

- (1) 高速鉄道の運転及び乗客の輸送に関する事。
- (2) 高速鉄道内の乗客の案内及び整理に関する事。
- (3) 運転中における高速鉄道の施設、設備の管理及び乗客の安全並びに非常時の応急措置に関する事。
- (4) 高速鉄道の事故の現場処理及び事故報告に関する事。
- (5) 高速鉄道の運転関係事故に係る軽易な損害賠償に関する事。
- (6) 所属員の指導及び教育訓練に関する事。
- (7) 所属員の勤怠調査、監察及び服務規律に関する事。
- (8) 所属員の福利厚生に関する事。
- (9) その他乗務に関する事。

自動車本部

営業課

- (1) 自動車本部営業所の現業員の服務規律の総括に関する事。
- (2) 自動車本部営業所に関する事。
- (3) 自動車の定期乗車券発売所に関する事。
- (4) 自動車の交通調査、運輸統計その他資料の収集、作成、調査及び分析に関する事。
- (5) 自動車の運賃及び料金に関する事（経営企画課の分掌するものを除く。）。
- (6) 自動車の乗車券の発売、制作及び乗車料金の精算の総括に関する事。
- (7) 自動車の業務の電子計算化についての検討及びシステムの開発に関する事。
- (8) 自動車の電子計算機の利用に関する教育及び指導に関する事。
- (9) 自動車の電子計算機の維持管理及び運営に関する事。
- (10) 部内の他の課の主管に属しない事。

路線計画課

- (1) 自動車の事業計画に関する事。
- (2) 自動車の経営分析及び増収対策の総括に関する事（営業所の分掌するものに限る。）。
- (3) 自動車の運転計画の策定に関する事。
- (4) 自動車の運転計画の実施に伴う営業所との調整に関する事。
- (5) 自動車の事業計画及び運転計画の実施に伴う主務官庁の許認可等に関する事。

運 輸 課

- (1) 自動車の運行管理の総括に関する事。
- (2) 自動車本部営業所現業員の指導及び教育訓練の総括に関する事。
- (3) 自動車の安全運行及び乗客サービスの向上に係る調査並びに企画等の総括に関する事。
- (4) 自動車の走行環境の改善の推進に関する事。
- (5) 自動車の事故防止の総合対策に関する事。
- (6) 自動車の運転事故の統計及び主務官庁に対する報告に関する事。
- (7) 自動車の損害保険（自動車損害賠償責任保険を除く。）に関する事。
- (8) 貸切自動車の総括に関する事。
- (9) 自動車車両の調査、計画及び設計に関する事。
- (10) 自動車の車両製造等の工程管理、監督及び検査に関する事。
- (11) 自動車車両に係る主務官庁の許認可等の総括に関する事。
- (12) 自動車車両保守の調査及び計画の総括に関する事。
- (13) 自動車車両の維持改修及び整備の総括に関する事。

営 業 所

- (1) 自動車の運転及び乗客の輸送に関する事。
- (2) 自動車の乗車券の発売及び乗車料金の精算に関する事。
- (3) 運輸統計、経営分析、運転計画及び増収対策に関する事。
- (4) 施設の安全管理に関する事。
- (5) 運行管理に関する事。
- (6) 操車に関する事。
- (7) 運転関係事務に関する事。
- (8) 自動車の遺失物に関する事。
- (9) 乗客の案内及び整理に関する事。
- (10) 所管路線上における運転調整に関する事。
- (11) 燃料の取扱いに関する事。
- (12) 所属員の指導及び教育訓練に関する事。
- (13) 所属員の服務規律に関する事。
- (14) 自動車の安全運行及び乗客サービス向上に係る調査、企画及び実施に関する事。
- (15) 福利施設及び厚生事務に関する事。
- (16) 営業所に係る予算の執行に関する事。
- (17) 自動車の乗車券の委託発売契約に関する事。
- (18) 施設の修繕に関する事。
- (19) 貸切自動車に関する事。
- (20) 運転事故の調査、処理及び事故報告書の作成に関する事。
- (21) 運転事故に係る損害賠償に関する事。
- (22) 運転事故に係る訴訟に関する事。
- (23) 自動車車両に係る主務官庁の許認可等に関する事。

- (24) 自動車車両保守の調査及び計画に関すること。
- (25) 自動車車両の維持改修及び整備に関すること。
- (26) その他営業所に関すること。

技術管理部

施 設 課

- (1) 技術管理部の所管業務に係る安全管理及びコスト管理の総括に関すること。
- (2) 鉄道事業法に基づく認定鉄道事業者制度に係る事務に関すること。
- (3) 高速鉄道の土木施設及び軌道施設（以下「高速鉄道の土木施設等」という。）並びに自動車事業の土木施設に係る主務官庁の許認可等に関すること（建設改良課の分掌するものを除く。第12号、第13号について同じ。）。
- (4) 高速鉄道に係る調査、研究に関すること。
- (5) 高速鉄道に係る資料の収集及び統計並びに記録の整理、保存に関すること。
- (6) 技術管理部の所管業務に係る技術監理等に関すること。
- (7) 技術管理部の所管業務に係る技術審査等に関すること。
- (8) 高速鉄道の施設等及び自動車事業の土木施設に係る監査等に関すること。
- (9) 高速鉄道の施設等に係る技術基準及び積算基準等の整備並びに指導に関すること。
- (10) 高速鉄道4号線建設に係る土木工事に伴う沿道家屋等の損害補償に関すること。
- (11) 高速鉄道の軌道施設の改良及び改修に係る計画の策定に関すること。
- (12) 高速鉄道の土木施設等の改良、改修及び保守に係る設計、積算、工事並びに検査に関すること。
- (13) 高速鉄道の土木施設に係る設計及び工事の施工に係る協議に関すること。
- (14) 高速鉄道の土木施設に近接して施工される建築物等の協議に関すること。
- (15) 自動車事業の土木施設の改修及び保守等に関すること。
- (16) 高速鉄道の土木施設等及び自動車事業の土木施設に係る訴訟に関すること。
- (17) 高速鉄道の土木施設等及び自動車事業の土木施設の事故及び故障の調査並びにその対策に関すること。
- (18) 施設区に関すること。
- (19) 部内の他の課の主管に属しないこと。

車 両 課

- (1) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る主務官庁の許認可等に関すること。
- (2) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る監査に関すること。
- (3) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る技術監理等に関すること。
- (4) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る技術基準及び積算基準等の整備並びに指導に関すること。
- (5) 高速鉄道の車両の製作及び改良に関すること。
- (6) 高速鉄道の車両検修施設の建設及び改良に関すること。
- (7) 高速鉄道の車両及び車両検修施設の改修並びに保守に係る計画、設計及び積算

に關すること。

- (8) 高速鐵道の車両及び車両檢修施設に係る資料の収集及び統計に關すること。
- (9) 檢修區に關すること。

建 築 課

- (1) 高速鐵道及び自動車事業の建築物並びに機械設備（以下「建築物等」という。）に係る主務官庁の許認可等に關すること。
- (2) 建築物等に係る監査に關すること。
- (3) 建築物等に係る技術監理等に關すること。
- (4) 建築物等に係る技術基準及び積算基準等の整備並びに指導に關すること。
- (5) 建築物等の建設及び改良に係る計画、設計、積算、施工管理、工程管理並びに監督に關すること。
- (6) 建築物の改修に係る檢査に關すること。
- (7) 建築物等に係る工事の受託及び委託に關すること。
- (8) 設備區に關すること。

電 氣 課

- (1) 高速鐵道の電力施設、電路施設、信号保安施設及び通信施設並びに自動車事業の電力施設、電路施設及び通信施設（以下「電氣施設等」という。）に係る主務官庁の許認可等に關すること。
- (2) 電氣施設等に係る監査に關すること。
- (3) 電氣施設等に係る技術監理等に關すること。
- (4) 電氣施設等に係る技術基準及び積算基準等の整備並びに指導に關すること。
- (5) 高速鐵道の電力施設、電路施設、信号保安施設及び通信施設の建設、改良並びに改修に關すること。
- (6) 高速鐵道の電氣施設等の保守、管理及び工事の積算に關すること。
- (7) 電氣施設等に係る工事の受託及び委託に關すること。
- (8) 受電に關すること。
- (9) 自動車事業の電力施設、電路施設及び通信施設の建設、改良、改修及び管理に關すること。
- (10) 電氣區に關すること。

保守管理所

- (1) 車両基地の管理の總括に關すること。
- (2) 車両基地の防火、警備その他安全管理の總括に關すること。
- (3) 高速鐵道の土木施設、軌道施設（以下「高速鐵道の土木施設等」という。）及び自動車事業の土木施設の管理に關すること。
- (4) 高速鐵道の土木施設等の改良、改修及び保守に係る施工管理、工程管理並びに監督に關すること。
- (5) 高速鐵道の土木施設等の保守に係る檢査に關すること。
- (6) 自動車事業の土木施設の事故及び障害の緊急対応に關すること。

- (7) 高速鉄道の電力施設、電路施設、信号保安施設及び通信施設（以下「高速鉄道の電気施設等」という。）の管理に関する事。
- (8) 高速鉄道の電気施設等の防火、警備その他安全管理に関する事。
- (9) 高速鉄道の電気施設等の改良に係る施工管理、監督及び検査に関する事。
- (10) 高速鉄道の電気施設等の改修及び保守に係る施工管理、工程管理、監督並びに検査に関する事。
- (11) 自動車事業の電力施設、電路施設及び通信施設（以下「自動車事業の電気施設等」という。）の事故及び障害の緊急対応に関する事。
- (12) 高速鉄道の土木施設等及び自動車事業の土木施設並びに高速鉄道の電気施設等及び自動車事業の電気施設等の事故防止に関する事。
- (13) 高速鉄道の土木施設等及び自動車事業の土木施設並びに高速鉄道の電気施設等及び自動車事業の電気施設等の事故の現場処理及び事故報告に関する事。
- (14) 高速鉄道の土木施設等及び高速鉄道の電気施設等に係る保安監査等に関する事。
- (15) 高速鉄道の車両及び車両検修施設の管理に関する事（新羽保守管理所を除く。以下第 20 号まで同じ。）。
- (16) 高速鉄道の車両及び車両検修施設の防火、警備その他安全管理に関する事。
- (17) 高速鉄道の車両並びに車両検修施設の改修及び保守に係る施工管理、工程管理、監督及び検査に関する事。
- (18) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る事故防止に関する事。
- (19) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る事故の現場処理及び事故報告に関する事。
- (20) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る保安監査等に関する事。
- (21) 高速鉄道の建築物及び機械設備（以下「高速鉄道の建築物等」という。）並びに自動車事業の建築物及び機械設備（以下「自動車事業の建築物等」という。）の管理に関する事（新羽保守管理所に限る。以下第 27 号まで同じ。）。
- (22) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物等の改修及び保守に係る計画、設計、積算、施工管理、工程管理及び監督に関する事。
- (23) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物等の建設及び改良に係る検査に関する事。
- (24) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物等の障害、故障等の緊急対応復旧に関する事。
- (25) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物等の事故防止に関する事。
- (26) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物等の事故処理及び事故報告に関する事。
- (27) 高速鉄道の建築物等に係る保安監査等に関する事。
- (28) 所属員の指導、教育訓練、安全衛生及び服務規律等の総括に関する事。
- (29) 所属員の勤怠調査、監察及び服務規律に関する事。
- (30) 高速鉄道並びに自動車事業の施設等に係る保安監査等の総括に関する事。
- (31) その他保守管理所に関する事。

建設改良室

建設改良課

- (1) 高速鉄道の建設改良に係る主務官庁の許認可等に関する事(高速鉄道の建設改良を伴うものに限る。)
- (2) 高速鉄道の建設改良に係る計画の策定に関する事。
- (3) 高速鉄道の建設改良に係る資料の収集及び統計に関する事。
- (4) 高速鉄道の土木工事の設計及び施工等に係る技術的研究、調査等に関する事。
- (5) 高速鉄道の建設改良に係る計画の策定に伴う関係者との協議・調整に関する事。
- (6) 高速鉄道の建設改良に係る工事の受託及び委託に伴う諸手続きに関する事。
- (7) 高速鉄道の土木施設の改良に係る関係機関との協議に関する事。
- (8) 高速鉄道の土木施設の改良に係る他の課の主管に属することとの調整等に関する事。
- (9) 高速鉄道の土木施設の改良に係る基本設計及び実施設計並びに工事費の積算に関する事。
- (10) 高速鉄道の土木施設の改良に係る工事の実施及び設計変更等に関する事。
- (11) 高速鉄道の土木施設の改良に係る工事の監督及び検査に関する事。
- (12) 高速鉄道の受委託工事等に係る設計及び工事の施工に係る関係機関との協議に関する事。
- (13) 高速鉄道の受委託工事等に係る他の課の主管に属することとの調整等に関する事。
- (14) 高速鉄道の受委託工事等に係る設計及び工事の施工に関する事。
- (15) 高速鉄道の受委託工事等に係る工事の実施及び設計変更等に関する事。
- (16) 高速鉄道の受委託工事等に係る監督及び検査に関する事。

契 約 部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関する事(経営企画課の分掌するものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関する事。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関する事。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関する事。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関する事。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関する事。
- (7) 低入札価格調査委員会に関する事。
- (8) 調達契約に係る公告等に関する事。

(9) 部内他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること(経営企画課の分掌するものを除く。次号から第7号までにおいて同じ。)
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 低入札価格調査委員会に関すること。

交通局事業概要

平成23年5月



交通局

目 次

第1	市営交通事業概況	1
第2	自動車事業	
1	概 況	2
2	23年度の主な取組	2
3	平成23年度予算	5
第3	高速鉄道事業	
1	概 況	6
2	23年度の主な取組	7
3	平成23年度予算	9

横浜市交通局経営理念



私たちの決意

私たちは、市民のみなさまの足として、安全・確実・快適な交通サービスを提供し、お客様にご満足いただけるよう、経営力を高め、持続的な改善に取り組みます。

- 1 安全意識を高く持ち、安全確保を最優先します。
- 2 お客様の声を大切にします。
- 3 いつも笑顔で、挨拶を励行します。
- 4 公正かつ誠実に行動します。
- 5 常に課題を明らかにし、チャレンジします。

私たちのメッセージ

信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄

第1 市営交通事業概況

市営交通事業は、平成19年4月から横浜市からの任意補助金に頼らない自主自立の経営を行う改善型公営企業を目指し、「市営交通5か年経営プラン（平成19～23年度）」を策定し、経営の健全化に取り組んでいます。

これまでの経営改革により21年度決算においては、高速鉄道事業で25年ぶりの経常黒字を達成し、自動車事業でも収支を均衡させることが出来ました。

しかし、景気の低迷や少子高齢化の進展など社会経済状況の変化による乗車料収入の減少傾向に加え、23年3月11日に発生した東日本大震災による影響も見込まれるなど、市営交通事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しています。

23年度は、市営交通5か年経営プランの最終年度となることから、改善型公営企業を完成させ、中長期的に自主自立の経営が持続出来る経営基盤を確立するため、収入の確保、お客様満足度の向上、経費の削減など、経営改善に取り組みます。

自動車事業においては、「市民の足を守る」という市営バスの役割を果たすため、現行の市営バスネットワークを維持することを基本に、お客様の満足度向上や増収対策に取り組み、計画的な車両更新などの投資を行います。

中長期的には料金収入の増加が期待出来ず、退職者が増加することから、給与水準の見直しや表彰制度、業績手当の新設などの職員の意欲向上に取り組み、新規職員の採用など職場環境の整備を進めます。

高速鉄道事業においては、ブルーラインの料金収入が横ばいの中で、グリーンラインの乗車人員目標は、22年度中に目標の10万4,000人に達成する見込みですが、経営上は、グリーンラインの資本費負担が大きく、厳しい状況が続きます。

ブルーラインについては、昭和47年の開業から39年が経過する施設・設備の安全対策を計画的に進めながら、お客様の利便性・快適性の向上やバリアフリーのさらなる充実に取り組み、過剰債務処理が終了する26年度以降の事業運営に支障がないよう、引き続き経営健全化を進めます。

グリーンラインについては、乗車人員を25年度に一日当たり12万3,500人とする新たな目標を設定して、お客様の利用促進に取り組みます。

第2 自動車事業

1 概況

市営バスは、市民のみなさまに身近な交通機関として一日平均約 32 万人のお客様にご利用いただいています。

10 営業所で市営バスを運行していますが、そのうち 2 営業所（磯子、緑）を、子会社(※)へ運行を委託しています。

(※)横浜交通開発(株) (交通局 100%出資の株式会社)

(1) 事業規模

23 年度の自動車事業（市営バス）の事業規模は次のとおりです。

運行系統	127 系統	1 日当たり運転キロ	83,800 km
在籍車両	786 両	1 日当たり乗車人員	328,900 人
営業キロ	523.569km		

(2) 職員数

5 月 1 日現在の正規職員数は 1,173 人です。

このほか、再任用短時間勤務職員は 79 人、再雇用嘱託職員は 62 人、公募嘱託職員は 171 人です。

(3) 乗車料収入

23 年度のバス事業の乗車料収入は、厳しい環境を踏まえ、増収対策を徹底することによって、22 年度当初予算と同程度（20,043 百万円、対前年度予算比▲0.2%）の乗車料収入を見込みます。

【乗車料収入】

22 年度当初予算	22 年度現計予算	対当初予算	23 年度予算	対前年度予算
20,089,700 千円	19,995,551 千円	▲0.5%	20,043,231 千円	▲0.2%

2 23 年度の主な取組

(1) 増収対策

ア「路線経営」等の推進

現行の市営バスネットワークを維持するため、路線別の収支状況を基にした「路線経営」を行い、輸送力を調整します。

イ 顧客意識の徹底とサービス水準の向上

安全性や快適性、利便性を徹底的に高め、お客様が市バスを気持ちよくご利用いただけるよう、職員の意識・行動の変革による「プラスワンサービス」を展開していきます。

ウ 貸切バスの強化

貸切専用車両を更新し、学校・企業等に対する営業などによって、収入目標を設定した増収に取り組みます。

エ 観光事業の収益事業化

「横浜観光」のシンボルとして「あかいくつ」と「横濱ベイサイドライン」の定着を図り、観光事業者との連携や積極的なPRにより、観光事業を収益事業化します。

(2) お客様満足度の向上

ア ノンステップバスの導入

NO_x・PM法による排気ガスの規制に対応するため、計画的にバス車両を更新しています。市営バスでは、どなたにも乗り降りしやすいノンステップバスを主力車両として位置付け、積極的に導入しています。本年度も一般乗合バスの更新車両 80 両のすべてをノンステップバスとします。

(事業費 2,106,210 千円)

(23 年度末在籍車両数 ノンステップバス 685 両：一般乗合バスの 88%)

イ 「安全運転・接客 6 つの言葉」の使用の徹底

営業所長が所属全乗務員の添乗指導を行うなど、乗車時の「ありがとうございます」などの「安全運転・接客 6 つの言葉」の使用を徹底します。

23 年度においては、「安全運転・接客 6 つの言葉」の使用等について、評価の高い乗務員を「市営バスマスタードライバー」として任命するなど、市営バス乗務員全体のレベルアップにつなげていきます。

【使用状況評価】

年度	評価	使用率
20 年度	4.38	63%
21 年度	4.63	66%
22 年度	5.18	74%

ウ バス車両清掃の充実

お客様に快適にご乗車いただくため、乗務員や営業所員による日常清掃の充実や委託作業による清掃を拡大し、バス車両の美化を強化します。

(事業費 15,000 千円)

エ バス接近表示機の増設

お客様がバスの運行状況を即時に把握できるよう、23 年度についてもバス接近表示機を 10 基増設します。

(事業費 10,000 千円)

(3) 環境対策・地域貢献

ア 電気式ハイブリッドバスの導入等

環境に配慮した電気式ハイブリッドバスの継続導入やCNGバスの更新など、環境対策を進めます。

(事業費 635,970 千円)

(電気式ハイブリッドバス:22 年度末 61 両 → 23 年度末 71 両)

イ バイオディーゼル燃料の試行

環境対策をさらに推進するため、「バイオディーゼル燃料」について、試験運行を継続し、運行車両を 5 両程度に拡大します。

(試行するバイオ燃料：植物性食用油の廃油を使用)

ウ 「ふれあいバス」・「お買い物バス」の拡充

地域の高齢化に対応して地域のみなさまの生活を支援する「ふれあいバス」や、商店街と連携した「お買い物バス」について、拡大を検討します。

(4) 安全性の向上

ア 運輸安全マネジメントの徹底

安全管理規程の趣旨を徹底するとともに、安全確実な運行を確保するため、営業所ごとに全路線の「交通安全情報マップ」を作成し事故防止に活用するなど、PDCAサイクルで安全マネジメントを充実させます。

イ 有責事故の減少に向けた取組

保険会社の安全に関するノウハウを活用した事故防止研修やドライブレコーダーで収集した運行記録、音声映像記録を活用した自己研修などを実施し、安全性を向上させます。

(有責事故を 10 万 km 走行当たり 0.4 件(130 件)以内とします)

3 平成23年度自動車事業会計予算 総括表

(単位:千円)

区 分		平成23年度 予算 A	平成22年度 予算 B	増 △ 減 A-B	平成23年度予算の主な内容	
収 入 及 び 支 出	営業 収益	乗 車 料 収 入	20,043,231	20,089,700	△ 46,469	○業務の予定量 (1 在籍車両数 786両 2 運転キロ数(一日当たり) 83,800Km 3 輸送人員(一日当たり) 328,900人)
		(うち特別乗車証)	(5,167,991)	(5,151,971)	(16,020)	
		広 告 料 収 入	185,000	200,000	△ 15,000	
		そ の 他 収 入	377,854	392,615	△ 14,761	
		(うち運行繰入金)	(337,000)	(340,000)	(△ 3,000)	
	計	20,606,085	20,682,315	△ 76,230	正規職員 11,544,696 嘱託職員等 1,142,493	
	営業 費用	人 件 費	13,423,956	13,512,145	△ 88,189	退職手当 736,767
		経 費 等	5,011,497	4,930,634	80,863	車両修繕費 513,756 動力費 930,704
		(うち子会社委託料)	(1,808,303)	(1,804,920)	(3,383)	
		減 価 償 却 費 等	2,025,968	2,120,964	△ 94,996	
	計	20,461,421	20,563,743	△ 102,322		
	営 業 損 益	144,664	118,572	26,092		
	営業外 収益	一 般 会 計 補 助 金	586,863	604,161	△ 17,298	子ども手当補助金 134,754 地共済追加費用負担補助金 384,279 基礎年金公的負担補助金 67,830
		そ の 他 収 入	370,238	358,277	11,961	
		計	957,101	962,438	△ 5,337	
	営業外 費用	支 払 利 息 等	48,849	61,471	△ 12,622	
		そ の 他 支 出	10,000	10,000	—	
		消 費 税 納 付 額	500,000	500,000	—	
		計	558,849	571,471	△ 12,622	
営 業 外 差 引	398,252	390,967	7,285			
予 備 費	20,000	20,000	—			
経 常 収 入	21,563,186	21,644,753	△ 81,567			
経 常 支 出	21,040,270	21,155,214	△ 114,944			
経 常 損 益	522,916	489,539	33,377			
特 別 利 益	—	—	—			
特 別 損 失	—	34,201	△ 34,201			
純 損 益	522,916	455,338	67,578			
資 本 的 収 入 及 び 支 出	収 入	企 業 債	1,951,000	1,895,000	56,000	低公害バス導入補助金 42,470
		国 庫 補 助 金	42,470	55,056	△ 12,586	
		一 般 会 計 補 助 金	28,100	23,100	5,000	
	計	2,021,570	1,973,156	48,414		
	支 出	建 設 改 良 費	2,895,942	2,554,473	341,469	バス車両購入費 2,204,862 各施設整備費等 691,080
企 業 債 償 還 金		1,531,638	1,563,189	△ 31,551		
計	4,427,580	4,117,662	309,918			
差 引 残 (△) 不 足 額	△ 2,406,010	△ 2,144,506	△ 261,504			
補てん財源等						
	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	5,979,510	5,828,589	150,921	当年度分損益勘定留保資金 2,558,884	
	一 時 借 入 金 (資 金 不 足 額)	—	—	—	前年度末資金残額 3,420,626	
年 度 末 資 金 残 額		3,573,500	3,684,083	△ 110,583		

第3 高速鉄道事業

1 概況

市営地下鉄は、都市基盤を支える鉄道施設として、一日平均約 57 万人のお客様にご利用いただいています。

あざみ野から湘南台まで走るブルーライン（40.4 km）と中山から日吉まで走るグリーンライン（13.0km）の2路線を運行しています。

両路線とも全駅にホームドアを設置し、ワンマン運転を実施しています。

(1) 事業規模

23年度の高速鉄道事業（市営地下鉄）の事業規模は次のとおりです。

○ 高速鉄道事業 (ブルーライン)	在籍車両	37編成 222両	1日当たり運転キロ	74,800 km
	営業キロ	40.4 km	1日当たり乗車人員	491,000人
(グリーンライン)	在籍車両	15編成 60両	1日当たり運転キロ	15,200 km
	営業キロ	13.0 km	1日当たり乗車人員	112,000人

(2) 職員数

5月1日現在の正規職員数は825人です。

このほか、再任用短時間勤務職員は69人、嘱託職員は12人です。

(3) 乗車料収入

23年度の乗車料収入は、ブルーライン（BL）では、22年度の執行見込みと同程度（32,324百万円、対前年度予算比+0.2%）の収入を見込みました。

グリーンライン（GL）については、開業以来着実に乗車人員が増加していることから、新たな乗車人員の目標を25年度に12万3,500人とし、23年度は乗車人員を11万2,000人として収入を見込みました。

市営地下鉄全体では、22年度当初予算に対して1.1%増の38,368百万円の乗車料収入を見込みました。

【乗車料収入】

	22年度当初予算	22年度現計予算	対当初予算	23年度予算	対前年度予算
BL	32,248,641千円	32,337,751千円	0.3%	32,324,338千円	0.2%
GL	5,719,564千円	5,697,529千円	▲0.4%	6,043,649千円	5.7%
合計	37,968,205千円	38,035,280千円	0.2%	38,367,987千円	1.1%

2 23年度の主な取組

(1) 増収対策

ア 地下鉄を活用した各種情報の発信

地下鉄の利用を促進するため、地元プロスポーツ情報、沿線の魅力情報及びイベントの開催情報等を車内等で発信します。

イ 地下鉄施設を活用したイベントの実施

車両基地を開放し、普段見ることのできない施設や保守用車両の見学会を行うなど、車両基地を活用したイベントを実施します。

ウ 広告営業の取組強化

新規広告媒体の開発を進めていきます。また、空きが目立つ媒体に関しての稼働率を向上させ、広告価値を高める対策に取り組みます。

エ 鉄道資産の有効活用

駅利用者の利便性向上と資産価値向上を図るため、23年度は日吉駅、センター南駅などについて、既存資産の有効活用を進めます。

(事業費 24,420千円)

(2) お客様満足度の向上

ア 車内・駅環境の改善

お客様が快適に地下鉄をご利用いただけるよう、きめ細かな冷暖房による車内空調の調整や、車内放送の見直しなどによる静かで快適な車内環境整備など、お客様の要望に応えた取組を進めます。

イ 駅の接遇の向上

お客様に快適に駅をご利用いただくため、お客様への気配りやあいさつの励行、身だしなみの向上など、接遇力を向上させます。

また、交通局職員による身だしなみや応対などの「駅評価」を引き続き実施し、評価結果をお客様満足度の持続的な改善につなげていきます。

(駅評価結果：20年度3.43 21年度3.61 22年度3.50)

ウ 地下鉄「携帯電話電源 OFF エリア」の設置

地下鉄車内での携帯電話の利用については、全席優先席を維持したうえで、「マナーモードエリア」と「携帯電話電源 OFF エリア」を新たに設けます。

(事業費 54,600千円)

エ 地下鉄・バス乗換サイン改修

新横浜駅で、バスへの乗換情報などをより分かりやすくするため、乗り場案内や最寄りバス停の観光・施設案内などをまとめて表示するサインへ改修します。(事業費 4,546 千円)

(3) 安全対策

ア 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全を確保するため、安全管理体制の自律的、継続的改善に努め、安全性を段階的に向上させていくためのヒヤリハット情報をもとに、PDCAサイクルによる安全マネジメントを充実します。

イ ドア挟み込み対策

地下鉄運転士の列車内モニター画面の指差確認を徹底するとともに、駅職員がラッシュ時にホームでお客様の駆け込み乗車の防止を呼びかけ、ドア挟み「ゼロ」をめざします。

(ドア挟み込み事故 19年度 19件、20年度 7件、21年度 1件、22年度 4件)

ウ 施設・設備の安全対策、更新・改修

地下鉄ブルーラインでは、初期開業区間のトンネルや各設備の供用年数が30年以上経過しているため、中長期的な更新・改修計画を策定し、費用の平準化や施設の長寿命化を図りながら計画的な更新・改修を行います。

【ブルーラインの主な安全対策】

- ・ 蒔田駅、車両火災対策工事 < 62,760 千円 >
- ・ ホーム混雑緩和対策調査 < 8,000 千円 >
- ・ トンネル補修 < 34,000 千円 >
- ・ 変電所機器更新 < 252,000 千円 >
- ・ 分岐器改良 < 125,538 千円 >

安全対策に係る 23 年度予算計上額 約 19 億円

3 平成23年度高速鉄道事業会計予算 総括表

(単位:千円)

区 分		平成23年度 予算 A	平成22年度 予算 B	増 △ 減 A-B	平成23年度予算の主な内容
収 入 及 び 支 出	営 業 収 入	38,367,987	37,968,205	399,782	○業務の予定量 (1. 車両数 52編成 282両 2. 運転キロ数(一日当たり) 90,000km 3. 輸送人員(一日当たり) 580,000人)
	業 (うち特別乗車証分)	(2,219,366)	(2,165,949)	(53,417)	
	収 告 料 収 入	570,279	584,778	△ 14,499	
	益 そ の 他 収 入	503,311	445,440	57,871	
	計	39,441,577	38,998,423	443,154	正規職員 7,668,493
	営 人 件 費	8,578,896	8,760,386	△ 181,490	嘱託職員等 57,739
	業 経 費 等	6,569,582	6,622,668	△ 53,086	退職手当 852,664
	費 減 価 償 却 費 等	15,833,385	16,621,605	△ 788,220	修繕費 2,585,580
	用 計	30,981,863	32,004,659	△ 1,022,796	動力費 950,446
	営 業 損 益	8,459,714	6,993,764	1,465,950	その他 3,033,556
	営 業 外 収 入	5,244,366	5,550,200	△ 305,834	特例償還元金補助金 1,735,643
	受 託 工 事 収 益	79,000	100,000	△ 21,000	特例債利子補助金 192,115
	そ の 他 収 入	644,515	635,090	9,425	資本費負担緩和債利子補助金 1,449,572
計	5,967,881	6,285,290	△ 317,409	高資本費対策利子補助金 1,200,000	
営 業 外 支 出	10,593,214	11,522,086	△ 928,872	特別分企業債利子補助金 516,460	
支 払 利 息 等	79,000	100,000	△ 21,000	基礎年金公的負担補助金 73,134	
受 託 工 事 費	2,590	9,831	△ 7,241	子ども手当補助金 77,442	
そ の 他 支 出	1,400,000	1,300,000	100,000	建設改良費充当企業債利息 7,057,555	
消 費 税 納 付 金	12,074,804	12,931,917	△ 857,113	資本費平準化債利息 308,172	
計	△ 6,106,923	△ 6,646,627	539,704	資本費負担緩和債利息 2,906,737	
営 業 外 差 引	30,000	30,000	0	特例債利息 238,287	
予 備 費	45,409,458	45,283,713	125,745	企業債取扱諸費等 82,463	
経 常 収 入	43,086,667	44,966,576	△ 1,879,909		
経 常 支 出	2,322,791	317,137	2,005,654	建設改良費充当企業債 2,913,000	
経 常 損 益	0	0	0	資本費平準化債 3,550,000	
特 別 利 益	0	89,850	△ 89,850	特例債 533,000	
特 別 損 失	2,322,791	227,287	2,095,504	政府系資金繰上償還借換債 1,793,000	
純 損 益	8,789,000	10,444,000	△ 1,655,000	建設改良費に係る出資金 767,000	
資 本 的 収 入	2,431,000	3,202,000	△ 771,000	経営健全化出資金 1,664,000	
企 業 債	5,390,460	4,504,367	886,093	建設改良費に係る補助金 10,000	
一 般 会 計 出 資 金	66,000	42,000	24,000	特別分企業債元金償還補助金 652,464	
一 般 会 計 補 助 金	16,676,460	18,192,367	△ 1,515,907	高資本費対策元金補助金 4,727,996	
そ の 他 収 入	318,979	609,035	△ 290,056	受託工事収入 66,000	
計	3,635,203	5,009,694	△ 1,374,491	その他収入 0	
建 設 改 良 費	3,954,182	5,618,729	△ 1,664,547	建設改良費充当企業債 21,404,860	
建 設 改 良 費 等	30,566,064	28,961,386	1,604,678	特例債 1,735,643	
小 計	34,520,246	34,580,115	△ 59,869	資本費負担緩和債 5,631,640	
計	△ 17,843,786	△ 16,387,748	△ 1,456,038	政府系資金繰上償還 1,793,921	
差 引 残 (△) 不 足 額	16,794,626	13,657,517	3,137,109	当年度分損益勘定留保資金 18,158,766	
補 て ん 財 源 等	1,049,160	2,730,231	△ 1,681,071	前年度末資金不足額(見込) △ 1,364,140	
損 益 勘 定 留 保 資 金 等	17,843,786	16,387,748	1,456,038	資本費負担緩和債 0	
一 時 借 入 金 (資 金 不 足 額)					
計					

平成23年度高速鉄道事業会計予算 ブルーライン総括表

(単位:千円)

区 分		平成23年度 予算 A	平成22年度 予算 B	増 △ 減 A-B	平成23年度予算の主な内容	
収 益 的 収 入 及 び 支 出	営業	乗車料収入	32,324,338	32,248,641	75,697	○業務の予定量 1. 車両数 37編成 222両 2. 運転キロ数(一日当たり) 74,800km 3. 輸送人員(一日当たり) 491,000人
		(うち特別乗車証分)	(1,970,767)	(1,942,848)	(27,919)	
	収	広告料収入	507,995	512,570	△ 4,575	
	益	その他収入	473,332	416,498	56,834	
		計	33,305,665	33,177,709	127,956	正規職員 5,759,038
	営	人件費	6,442,751	6,631,612	△ 188,861	嘱託職員等 43,362
	業	経費等	4,963,129	5,024,019	△ 60,890	退職手当 640,351
	費	減価償却費等	11,907,628	12,553,198	△ 645,570	修繕費 1,821,608
	用	計	23,313,508	24,208,829	△ 895,321	動力費 781,814
		営業損益	9,992,157	8,968,880	1,023,277	その他 2,359,707
	営	一般会計補助金	4,690,413	4,967,991	△ 277,578	特例債償還元金補助金 1,735,643
	業	受託工事収益	79,000	100,000	△ 21,000	特例債利子補助金 192,115
	外	その他収入	602,171	583,495	18,676	資本費負担緩和債利子補助金 1,449,572
	収	計	5,371,584	5,651,486	△ 279,902	高資本費対策利子補助金 1,200,000
	益	支払利息等	8,391,020	9,262,645	△ 871,625	特別分企業債利子補助金 0
	営	受託工事費	79,000	100,000	△ 21,000	基礎年金公的負担補助金 54,924
	業	その他支出	2,590	9,831	△ 7,241	子ども手当補助金 58,159
	外	消費税納付金	1,200,000	1,150,000	50,000	建設改良費充当企業債利息 4,867,511
	支	計	9,672,610	10,522,476	△ 849,866	資本費平準化債利息 308,172
	用	営業外差引	△ 4,301,026	△ 4,870,990	569,964	資本費負担緩和債利息 2,906,737
		予備費	20,000	20,000	0	特例債利息 238,287
	出	経常収入	38,677,249	38,829,195	△ 151,946	企業債取扱諸費等 70,313
		経常支出	33,006,118	34,751,305	△ 1,745,187	
	経常損益	5,671,131	4,077,890	1,593,241	建設改良費充当企業債 2,564,000	
	特別利益	0	0	0	資本費平準化債 3,550,000	
	特別損失	0	89,850	△ 89,850	特例債 533,000	
	純損益	5,671,131	3,988,040	1,683,091	政府系資金繰上償還借換債 1,793,000	
資	企業債	8,440,000	9,867,000	△ 1,427,000	建設改良費に係る出資金 676,000	
本	一般会計出資金	2,340,000	3,060,000	△ 720,000	経営健全化出資金 1,664,000	
的	一般会計補助金	4,737,996	3,978,693	759,303	建設改良費に係る補助金 10,000	
収	その他収入	66,000	42,000	24,000	特別分企業債元金償還補助金 0	
入	計	15,583,996	16,947,693	△ 1,363,697	高資本費対策元金補助金 4,727,996	
及	建設費	0	0	0	受託工事収入 66,000	
び	建設改良費等	3,484,607	4,898,436	△ 1,413,829	その他収入 0	
支	小計	3,484,607	4,898,436	△ 1,413,829	建設改良費充当企業債 18,822,720	
出	企業債償還金	27,983,924	26,904,497	1,079,427	特例債 1,735,643	
	計	31,468,531	31,802,933	△ 334,402	資本費負担緩和債 5,631,640	
	差引残(△)不足額	△ 15,884,535	△ 14,855,240	△ 1,029,295	政府系資金繰上償還 1,793,921	
補てん財源等					当年度分損益勘定留保資金 17,581,349	
	損益勘定留保資金等	19,245,773	14,957,937	4,287,836	前年度未資金不足額(見込) 1,664,424	
	一時借入金(資金不足額)	△ 3,361,238	△ 102,697	△ 3,258,541	資本費負担緩和債 0	
	計	15,884,535	14,855,240	1,029,295		

平成23年度高速鉄道事業会計予算 グリーンライン総括表

(単位:千円)

区 分		平成23年度 予算	平成22年度 予算	増 △ 減	平成23年度予算の主な内容
		A	B	A-B	
収 入 及 び 支 出	業 業 業	6,043,649	5,719,564	324,085	○業務の予定量 1. 車両数 15編成 60両 2. 運転キロ数(一日当たり) 15,200km 3. 輸送人員(一日当たり) 112,000人
	業 (うち特別乗車証分)	(248,599)	(223,101)	(25,498)	
	業 業 業	62,284	72,208	△ 9,924	
	業 業 業	29,979	28,942	1,037	
	業 業 業	6,135,912	5,820,714	315,198	
	業 業 業	2,136,145	2,128,774	7,371	正規職員 1,909,455
	業 業 業	1,606,453	1,598,649	7,804	嘱託職員等 14,377
	業 業 業	3,925,757	4,068,407	△ 142,650	退職手当 212,313
	業 業 業	7,668,355	7,795,830	△ 127,475	修繕費 763,972
	業 業 業	△ 1,532,443	△ 1,975,116	442,673	動力費 168,632
	業 業 業	553,953	582,209	△ 28,256	その他 673,849
	業 業 業	0	0	0	特例債償還元金補助金 0
	業 業 業	42,344	51,595	△ 9,251	特例債利子補助金 0
	業 業 業	596,297	633,804	△ 37,507	資本費負担緩和債利子補助金 0
	業 業 業	2,202,194	2,259,441	△ 57,247	高資本費対策利子補助金 0
	業 業 業	0	0	0	特別分企業債利子補助金 516,460
	業 業 業	0	0	0	基礎年金公的負担補助金 18,210
	業 業 業	200,000	150,000	50,000	子ども手当補助金 19,283
	業 業 業	2,402,194	2,409,441	△ 7,247	建設改良費充当企業債利息 2,190,044
業 業 業	△ 1,805,897	△ 1,775,637	△ 30,260	資本費平準化債利息 0	
業 業 業	10,000	10,000	0	資本費負担緩和債利息 0	
業 業 業	6,732,209	6,454,518	277,691	特例債利息 0	
業 業 業	10,080,549	10,215,271	△ 134,722	企業債取扱諸費等 12,150	
業 業 業	△ 3,348,340	△ 3,760,753	412,413	建設改良費充当企業債 349,000	
業 業 業	0	0	0	資本費平準化債 0	
業 業 業	0	0	0	特例債 0	
業 業 業	△ 3,348,340	△ 3,760,753	412,413	政府系資金繰上償還借換債 0	
業 業 業	349,000	577,000	△ 228,000	建設改良費に係る出資金 91,000	
業 業 業	91,000	142,000	△ 51,000	経営健全化出資金 0	
業 業 業	652,464	525,674	126,790	建設改良費に係る補助金 0	
業 業 業	0	0	0	特別分企業債元金償還補助金 652,464	
業 業 業	1,092,464	1,244,674	△ 152,210	高資本費対策元金補助金 0	
業 業 業	318,979	609,035	△ 290,056	受託工事収入 0	
業 業 業	150,596	111,258	39,338	その他収入 0	
業 業 業	469,575	720,293	△ 250,718	建設改良費充当企業債 2,582,140	
業 業 業	2,582,140	2,056,889	525,251	特例債 0	
業 業 業	3,051,715	2,777,182	274,533	資本費負担緩和債 0	
業 業 業	△ 1,959,251	△ 1,532,508	△ 426,743	政府系資金繰上償還 0	
業 業 業	△ 2,451,147	△ 1,300,420	△ 1,150,727	当年度分損益勘定留保資金 577,417	
業 業 業	4,410,398	2,832,928	1,577,470	前年度末資金不足額(見込) △ 3,028,564	
業 業 業	1,959,251	1,532,508	426,743	資本費負担緩和債 0	